

指定訪問介護事業所・第1号訪問事業所 きび訪問介護センター運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人 明美会が設置運営する指定訪問介護事業所・第1号訪問事業所の「きび訪問介護センター」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護サービス事業・第1号訪問事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が、要介護又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護・第1号訪問事業サービス(以下「訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の訪問介護員等は、要介護者又は要支援介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 きび訪問介護センター
- (2) 所在地 和歌山県有田郡有田川町小島16番地1、16番地9

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名)
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護サービスにあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者 3名(常勤3名)うち1名は管理者が兼務
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、第1号訪問事業計画(以下、「訪問介護計画等」という。)の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上の配置をする。
訪問介護員等は、訪問介護等サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、12月30日～1月3日を除く
- (2) 営業時間 午前9時00分～午後6時00分までとする。
但し、隣接している有料老人ホーム「シルバーホームみなみ」に限り
終日訪問とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等サービスの内容)

第6条

訪問介護等の内容は次の通りとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

第1号訪問事業サービスの内容は次に通りとする。

第1号訪問事業サービス

(通常の事業の実施地域)

第7条

事業所の通常の事業の実施地域は次の通りとする。

有田川町・湯浅町・広川町・有田市

(利用料その他の費用の額)

第8条

訪問介護等サービスを提供した場合の利用料等の額は、重要事項説明書の利用料金表の記載のとおりとする。

(秘密の保持)

第9条

事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

職員が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で

なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第10条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(事故処理)

第11条

- 1 当事業所は利用者に対する訪問介護等サービス提供にあたって、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - ・ 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時における対応策)

第12条

利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が発生した時は、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第13条

非常災害が発生した場合、職員は冷静に状況判断し、避難等適切な措置をとる。
管理者は日常に具体的な対処方法、避難経路および協力医療機関等を確認し、災害時には避難指揮をとる。

(その他運営についての重要項目)

第14条 職員の質の向上を図るためを考えて、次の取り組みをする。

- (1) 採用時研修、採用2ヶ月以内研修、経験に応じた研修を随時、受講する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるもの

とする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従事者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項については管理者が医療法人 明美会と協議し、定めるものとする。

附則	この規程は、平成15年	4月	4日	から施行する。
	平成17年	4月	1日	改定
	平成17年	7月	1日	改定
	平成18年	1月	1日	改定
	平成18年	4月	1日	改定
	平成19年	11月	1日	改定
	平成20年	2月	1日	改定
	平成20年	2月	6日	改定
	平成20年	10月	1日	改定
	平成21年	5月	1日	改定
	平成22年	7月	1日	改定
	平成23年	3月	21日	改定
	平成24年	6月	1日	改定
	平成29年	4月	1日	改定
	平成30年	4月	1日	改定
	令和1年	6月	1日	改定
	令和2年	6月	1日	改定
	令和3年	6月	1日	改定
	令和4年	6月	1日	改定
	令和5年	6月	1日	改定
	令和6年	4月	1日	改定